



| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 原子炉建屋BOP は，通常連転中は原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから，二次格納施設のバウンダリを構成する。また，重大事故等時に，原子炉建屋BOP が開放し，原子炬建屋BOP 開口部を閉止する必要がある場合には，原子炬建屋BOPの内側记設置 された BOP 閉止装置により閉止することで二次格納施設のバウン ダリを構成する。 | こと。（理由（3）記載方針の相違 <br> －女川は原子炬建屋BOP と BOP 閉止装置の関係が分か る旨明記している。 |
|  |  | （1）原子炉建屋 BOP <br> 原子炉建屋BOPは，原子炉建屋原子炉棟外壁（地上 3 階部分） に配置され，差圧により開放するパネル本体部，パネルを建屋外壁内に設置する枠部及び差圧により変形する止め板より構成 される設備である。 | 設備名称の相違設置位置の相違 <br> 設備の相違 <br> －女川は作動方式が止め板式である。 |
|  |  |  | ＜柏崎刈羽 7 号との比較＞設備の相違 <br> （本文目次の理由（1）参照） |
|  |  | （2）BOP 閉止装置 <br> BOP 閉止装置は，扉，扉枠，扉を駆動する電動機，扉を開状態又は閉状態で固定する閂等から構成されており，通常運転中は，扉は開放した状態であり，原子炉建屋BOP が開放された状態で炉心損傷した場合において，問及び扉を電動機又は手動により動作させ，原子炉建屋BOP 開口部を閉止する設備である。 | 設備名称の相違 <br> 設備の相違 <br> －女川は扉型，先行プラン トはスライド扉型の BOP 閉止装置を採用しているため構造が異なる。（理由（4））設備名称の相違 |
|  |  | 扉は，地震による扉閉方向の移動を制限するために，常時間 により固定している。このため，開放状態にある扉の閉止操作 は，閂による扉固定の解除，扉の移動，閂による扉閉状態での扉固定の一連の動作を，中央制御室からの遠隔操作により実施 |  |





| 䅛㻌刈羽原子力発電所第7号機 |  |
| :--- | :--- |
|  |  |


| 女川原子力発電所第2号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: |
| 納施設である原子炉建屋原子炉棟のバウンダリを構成する設備であるため，弾性設計用地震動S dでは開放しない設計と する。 <br> 原子炉建屋BOPの耐震設計については，本資料に基づき実施 する。 <br> （b）津波 | 設備名称の相違 |
| 自然現象のらち津波に関して，原子炉建屋BOPは津波の影響 を受けない位置に設置されることから，設計上考慮しない。 | 設備名称の相違 |
| （c）風（台風）及び竜巻 <br> 自然現象のらち風（台風）及び竜巻に関して，原子炉建屋BOP は，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して設置し，設計飛来物により原子炉建屋 BOP が破損した場合に，他の設備に波及的影響を及ぼさない設計とする。風（台風）の風荷重につ いては，竜巻の風荷重に包絡される。 | 設備名称の相違 <br> 設備の相違 <br> （2．項の理由（3）参照） |
| なお，設計竜巻の差圧は，原子炉建屋BOP開放差圧より大き く，設計竜巻の差圧で開放しない設計とした場合，開放機能を阻害するため，設計竜巻により開放し，安全上支障のない期間内に復旧できず，二次格納施設としてのバウンダリ機能が維持 できない場合には，安全な状態に移行（運転中は泠温停止へ移行，停止中は使用済燃料に関連する作業の停止）することを保安規定に定める。 <br> （d）積雪及び火山の影響 | 設備名称の相違 記載表現の相違 |
| 自然現象のらち積雪及び火山の影響に関して，原子炉建屋 BOPは，建屋壁面内に設置され，積雪及び降下火砕物の影響を受けないことから，設計上考慮しない。なお，原子炉建屋原子炉棟としては積雪及び降下火砕物を考慮した設計としてい る。 | 設備名称の相違 |
| （e）その他自然現象及び人為事象 <br> 自然現象の弓ち涷結，降水，落雷，生物学的事象，森林火災及び高潮並びに人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災（石油 コンビナート施設等の火災，発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災，航空機墜落による火災，発電所敷地内に設置 する危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の重畳火災，二次的影響（ばい煙等）），有毒ガス，船舶の衝突，電磁 | 記載表現の相違 |



















| 女川原子力発電所第2号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: |
| 計とする。 |  |
| －BOP 閉止装置は，中央制御室から電動にて開閉（閂含む。） | 設備名称の相違 |
| できる設計とする。この際，扉本体は丁番を軸として，チ | 設備の相違 |
| ェーンを介して電動機により開閉する構造であることか | （2．（2）項の理由（4）参照） |
| ら，地震時の扉本体に作用する慣性力によるチェーンの損 | 記載表現の相違 |
| 傷を防止するため，扉は開状態又は閉状態では閂により動 |  |
| きを拘束し，過大な地震荷重がチェーン等の駆動系に作用 |  |
| しない設計とする。 |  |
| －電源は常設代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 | 設備の相違 |
|  | －電源設備の相違 |
| －扉の開閉状態（閂含む。）は中央制御室にて把握できる設計 とする。 |  |
| BOP 閉止装置は，扉閉止後において，原子炉建屋原子炉棟内 | 設備名称の相違 |
| を負圧に維持できる気密性を保持できるように，扉閉状態では | 記載表現の相違 |
| 扉は機械的にパッキンが設置されている枠板側に押し付けられ | 設備の相違 |
| る設計とする。なお，扉開状態（待機状態）では基漼地震動S | （2．（2）項の理由（4）参照） |
| s が作用した後においても，作動性及び原子炉建屋原子炉棟内 | 記載表現の相違 |
| を負圧に維持できる気密性を保持し，扉閉状態（閉止状態）に |  |
| おいても，基準地震動 S s において原子炉建屋原子炉棟内を負 | 設計の相違 |
| 圧に維持できる気密性を保持する設計とする。 | （3．（2）項の理由（6）参照） |
| また，BOP 閉止装置は，現場にて人力により操作できるよう | 設備名称の相違 |
| に，BOP 閉止装置の閂に設置される駆動機構にレンチを設置可 | 設備の相違 |
| 能な設計とし，扉を人力により開閉することで，手動操作でき | －BOP 閉止装置の構造の違 |
| る設計とする。具体的には閂の場合，閂に接続されている駆動 | いによる現場での手動操作 |
| 機構にレンチを装着し，レンチを反時計回りに回転させること | 方法の相違 |
| により問ピンが引抜かれる設計とする。なお，挿入はレンチを |  |
| 時計回りに回転させることにより閒ピンが挿入される設計とす |  |
| る。扉の場合，扉の電動機とチェーンの間にトルクリミッター |  |
| を設置する構成とすることで，人力により扉が開閉できる設計 |  |
| とする。 |  |
| これら詳細設計の成立性を確認するため，実機大モックアッ |  |
| プを製作し機能確認を実施した。 |  |
| （a）BOP 閉止装置の閂及び扉の動作試験結果 | 記載表現の相違 |
| 閂及び扉の動作試験結果を表 6－3 及び表 6－4 に示す。実機 |  |













| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 7．3．2 BOP 閉止装置 <br> （1）構造設計 <br> BOP 閉止装置は，「7．1構造強度の設計方針」で設定してい る設計方針及び「7．2 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ，原子炉建屋原子炉棟に据え付けし，扉は閂及び丁番により枠板に支持される構造とする。また，閉止後におい ては，枠板側に設置されているパッキンに扉を機械的に押し付 けることによって，気密性を保持する。 <br> BOP 閉止装置の構造計画を表 7－2 に示す。また，設置位置を図 7－2に示す。 <br> （2）評価方針 <br> BOP 閉止装置は，「（1）構造設計」を踏まえ，以下の評価方針とする。 <br> a．機能維持 <br> （a）設計方針 <br> BOP 閉止装置は，扉開状態（待機状態）では基準地震動 S s による地震力に対し，設置場所における最大加速度が，加振試験によりBOP 閉止装置の作動性，気密性を保持できることを確認した加振台の最大加速度以下であることにより確認する。 <br> なお，扉閉状態（閉止状態）においても，基準地震動 S s に よる地震力に対し，設置場所における最大加速度が，加振試験 により BOP 閉止装置の気密性を保持できることを確認した加振台の最大加速度以下であることにより確認する。 <br> BOP 閉止装置の耐震強度評価の方法及び結果を，添付書類「VI－2－9－4－4－1－5 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 の耐震性についての計算書」に示す。 | 設備名称の相違 <br> 記載表現の相違 <br> 設備の相違 <br> （2．（2）項の理由（4）参照） <br> 記載箇所の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 記載表現の相違 <br> 記載表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （3．（2）項の理由（6）参照） <br> 設備名称の相違 |
















